

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成21年12月9日及び22年7月9日は22万4,000円、同年12月10日及び23年7月8日は21万9,000円、同年12月12日は17万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間⑥及び⑦に支給された賞与において、平成24年7月10日は23万円及び25年1月10日は10万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、24年7月10日は23万円、25年1月10日は10万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月9日
② 平成22年7月9日
③ 平成22年12月10日
④ 平成23年7月8日
⑤ 平成23年12月12日
⑥ 平成24年7月10日
⑦ 平成25年1月10日

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑦までの賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているところ、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか否かを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑤までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥及び⑦については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までの期間については、A社の元事業主の回答、申立人から提出された預金通帳の写し並びに平成21年分及び23年分の源泉徴収票から判断すると、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写しの振込額及び源泉徴収票により算出される厚生年金保険料控除額から判断すると、当該期間のうち、平成21年12月9日及び22年7月9日は22万4,000円、同年12月10日及び23年7月8日は21万9,000円、同年12月12日は17万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑤までの各期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に届け出ていないとしていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、前述の元事業主の回答及び前述の預金通帳の写しの振込額から判断すると、平成24年7月10日は23万円、25年1月10日は10万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額を、平成24年7月10日は23万円、25年1月10日は10万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における労働者年金保険（昭和19年10月1日以降は、厚生年金保険）被保険者の資格取得日は昭和17年7月1日、資格喪失日は20年4月1日であると認められることから、申立人の申立期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年7月1日から同年8月1日までは50円、同年8月1日から20年4月1日までは、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年7月1日から同年7月2日まで
② 昭和17年8月1日から18年3月6日まで
③ 昭和18年3月6日から20年4月1日まで

「年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ」が日本年金機構から届き、A社における厚生年金保険の記録が見付かったことが分かった。

私は国民学校高等科を卒業後、A社に昭和17年から29年まで継続して勤務しており、同社が保管する人事記録によると、雇入日は17年7月1日で、船員手帳の交付日は18年3月6日となっている。

申立期間①及び②は厚生年金保険、申立期間③は厚生年金保険又は船員保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、B社から提出された申立人に係る人事記録から、申立人は、当該期間において、A社のC船に乗船勤務していたことが確認できる。

また、申立期間③について、申立人は、「申立期間を通して、D地域からE地域まで航行するC船に乗船していた。船員手帳の交付日から、申立期間③は、

船員保険に加入していたかもしれない。」と陳述しているが、i) A社において船員であったとする元従業員は、「当時、D地域内をF区域と呼んでいた。A社では、その区域を航行する船舶の乗組員は厚生年金保険の加入対象だった。私は、昭和18年12月から20年5月までの期間はF区域を航行する船舶の機関員として働いていた。」旨陳述しているところ、同人に係るオンライン記録を見ると、A社において、昭和18年11月14日から20年4月1日までの期間は厚生年金保険、同年4月1日から21年4月1日までの期間は船員保険のそれぞれ被保険者期間となっていること、ii) 船員法第1条第2項第2号及び船員保険法第17条によると、F区域のみを航行する船舶の乗組員は、船員保険の被保険者として取り扱わない旨が規定されていることから、船員保険の被保険者とはならない期間であったと考えられる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を見ると、A社における資格取得日が昭和17年7月2日と記されているにもかかわらず、資格喪失日は記されておらず、当該記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）も見当たらない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号（以下「記号番号」という。）が申立人と連番となっている者に係る旧台帳において、A社における資格取得日が申立人と同じ昭和17年7月2日となっている者が4人確認できるところ、当該4人についても、当該記録に係る被保険者名簿が見当たらない。

さらに、A社に係る被保険者名簿のうち、申立期間当時の資格取得日が確認できる名簿は、同社のG事業所に係る名簿のみであるところ、記号番号の払出簿によると、当該名簿に記されている記号番号の払出日は、資格取得日当時ではなく、資格取得日から約25年も経過した後の昭和44年10月1日であり、当該記号番号に係る旧台帳には、「45年11月25日社会保険事務所よりの追記報告書にもとづき補正（作成）」と記されている。

加えて、前述のA社のG事業所に係る被保険者名簿に記されている17人全員について、オンライン記録、旧台帳、被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿を確認したところ、i) 17人のうち8人については、当該名簿に記されている資格取得日とほぼ同時期に同社において資格を取得したことが記されている別番号の旧台帳が確認できるが、当該別番号に係る被保険者名簿が見当たらない上、残り9人については旧台帳さえも見当たらない、ii) 前述の8人のうち7人に係る別番号の旧台帳を見ると、資格喪失日が記されていない上、そのうちの1人の旧台帳には、「全期間に対応する名簿、S20.3.14、焼失」と記されている、iii) 前述の8人に係る別番号の旧台帳に、「G事業所」と記されたものは見当たらない、iv) 前述の被保険者名簿によると、前述の17人のうち12人について、同社のG事業所における資格喪失日は、昭和20年4月1日であり、当該12人のうち9人については、同日付けで船員保険の被保険者資

格を取得しており、空白期間が無い、v) 前述の8人のうち4人については、別番号の旧台帳における資格取得日と同社のG事業所における資格取得日が相違している等の状況が認められるところ、これらのことについて、日本年金機構H事務センターは、「A社のG事業所における被保険者記録の補正(作成)に係る経緯は不明である。」旨回答している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、前述の同社のG事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和20年4月1日である9人のうち4人については、乗船していた船舶名は不明であるものの、職種は申立人と同じI職と記されている。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る前述の資格喪失日が不明であることの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、当時から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させることは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が昭和17年7月1日から20年4月1日までA社において継続して勤務した事実が確認できること、申立てに係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の同社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は17年7月1日、資格喪失日は20年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年7月1日から同年8月1日までは旧台帳の記録から50円、同年8月1日から20年4月1日までは厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に基づき1万円とすることが妥当である。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15256

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された賃金関係資料、平成20年に同社から提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員から提出された給与明細書に記されている厚生年金保険料相当額は、いずれも、当該賃金台帳等に記されている全ての者の賞与額に見合っており、これらの賞与額に基づく保険料控除額であると認められる。

また、前述の賃金関係資料には、申立期間に係る社会保険料の合計額が記されているところ、当該社会保険料の合計額及び前述の賃金台帳等から算出される申立期間の賞与額は、申立人の主張する額とおおむね符合している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳は無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年2月25日は4万6,000円、同年8月25日は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月
② 平成16年8月
③ 平成19年2月
④ 平成19年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る賃金関係資料及び同人の回答から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の資料に記されている賞与額及び当該資料により算出される厚生年金保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、前述の元代表清算人から提出された賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額、A社から平成20年に提出された元従業員に

係る賃金台帳及び元従業員から提出された給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間①は平成16年2月25日、申立期間②は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③及び④について、前述の元代表清算人は、「資料を確認したが、申立人に対して、当該期間に係る賞与は支給していない。」旨回答している。

また、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る加入記録において、当該期間に係る賞与の記録は無い。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月10日及び16年4月10日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月10日は35万円、16年4月10日は28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成15年12月
③ 平成16年4月

年金事務所からの照会文書により、A社から支給された申立期間①、②及び③に係る賞与について、年金記録に反映されていないことが分かった。当該期間に同社から賞与を受けており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出されたA社発行の平成15年12月度賞与支給明細から、申立人は、同社から当該期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間③について、A社の破産管財人から提出された賞与総額・社会保険料額一覧表（以下「一覧表」という。）を見ると、平成15年4月度から22年12月度までの各賞与支払月において同社における厚生年金保険被保険者である者のうち、休業していたとする二人を除く全ての者について、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できる。

また、前述の一覧表には申立人の氏名が見当たらないが、A社の元B組織員は、「当該一覧表は、会社の倒産時に作成されたものであり、当該作成時点に

において退職していた者は除かれている。」旨陳述しており、申立人及び当該一覧表に氏名が見当たらない複数の元同僚から提出された賞与支給明細を見ると、いずれも同社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の元同僚から提出された同社の賃金規定（平成12年8月5日付け）を見ると、同社のC職に支給される賞与については、「月間水揚額に基づいて、年3期に分けて支給する。支給対象期間は4月から7月、8月から11月及び12月から3月とし、各期の最終月の20日に締め切り、翌月10日に支給する。なお、C職ごとの申請により毎月の給与支払い時の前払いも可とする。」と規定されているところ、同社の複数の元同僚は、「C職として勤務し、月々の水揚げがあれば、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述している。

加えて、A社の破産申立代理人から提出された申立人に係る給与支給明細書を見ると、申立期間③の賞与額の基となる全ての月について、水揚額が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間③に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②及び③の支給日については、申立人及び複数の元同僚から提出された賞与支給明細又は前述の賃金規定により確認できる賞与支給日から、申立期間②は平成15年12月10日、申立期間③は16年4月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、申立人から提出された平成15年12月度賞与支給明細により確認できる厚生年金保険料控除額から35万円、また、申立期間③の標準賞与額については、前述の申立人に係る給与支給明細書、賃金規定、一覧表並びに申立人及び複数の元同僚から提出された賞与支給明細を基に算出した厚生年金保険料控除額から、28万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成24年5月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社の賞与は、前述の賃金規定のとおり、「月間水揚額に基づき、年3期に分けて支給する。」とされているところ、同社の破産申立代理人から提出された平成14年12月度から15年3月度までの申立人に係る給与支給明細書を見ると、当該期間の月間水揚額が、いずれも「0円」と記載されている。

また、A社は、前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同人の妻に照会を行ったが回答は得られず、申立人の申立期間①における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月10日、同年8月20日、同年12月10日及び16年4月10日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15年4月10日は2万4,000円、同年8月20日は26万9,000円、同年12月10日は30万7,000円、16年4月10日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年4月
② 平成15年8月
③ 平成15年12月
④ 平成16年4月
⑤ 平成16年8月

年金事務所からの照会文書により、A社から支給された申立期間①、②、③、④及び⑤に係る賞与について、年金記録に反映されていないことが分かった。当該期間に同社から賞与を受けており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、A社の破産管財人から提出された賞与総額・社会保険料額一覧表（以下「一覧表」という。）を見ると、平成15年4月度から22年12月度までの各賞与支払月において同社における厚生年金保険被保険者である者のうち、休業していたとする二人を除く全ての者について、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できる。

また、前述の一覧表には申立人の氏名が見当たらないが、A社の元B組織員

は、「当該一覧表は、会社の倒産時に作成されたものであり、当該作成時点において退職していた者は除かれている。」旨陳述しており、当該一覧表に氏名が見当たらない複数の元同僚から提出された賞与支給明細を見ると、いずれも同社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の元同僚から提出された同社の賃金規定（平成12年8月5日付け）を見ると、同社のC職に支給される賞与については、「月間水揚額に基づいて、年3期に分けて支給する。支給対象期間は4月から7月、8月から11月及び12月から3月とし、各期の最終月の20日に締め切り、翌月10日に支給する。なお、C職ごとの申請により毎月の給与支払い時の前払いも可とする。」と規定されているところ、同社の複数の元同僚は、「C職として勤務し、月々の水揚げがあれば、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述している。

加えて、A社の破産申立代理人から提出された申立人に係る給与支給明細書を見ると、平成16年3月度を除き、申立期間①、②、③及び④の賞与額の基となる全ての月について、水揚額が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間①、②、③及び④に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①、②、③及び④の支給日については、複数の元同僚から提出された賞与支給明細又は前述の賃金規定により確認できる賞与支給日から、申立期間①は平成15年4月10日、申立期間②は同年8月20日、申立期間③は同年12月10日、申立期間④は16年4月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、前述の申立人に係る給与支給明細書、賃金規定、一覧表及び複数の元同僚から提出された賞与支給明細を基に算出した厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万4,000円、申立期間②は26万9,000円、申立期間③は30万7,000円、申立期間④は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成24年5月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間⑤について、A社の賞与は、前述の賃金規定のとおり、「月間水揚額に基づき、年3期に分けて支給する。」とされているところ、同社の破産申立代理人から提出された平成16年4月度から同年7月度までの申立人に係る給与支給明細書を見ると、当該期間の月間水揚額が、いずれも「0円」と記載されている。

また、A社は、前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同人の妻に照会を行ったが回答は得られず、申立人の申立期間⑤における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立期間⑤について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月10日、同年8月20日、同年12月10日、16年4月10日、17年4月20日、同年8月10日、同年12月20日及び18年8月10日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15年4月10日は3万6,000円、同年8月20日は45万5,000円、同年12月10日は44万8,000円、16年4月10日は47万4,000円、17年4月20日は11万9,000円、同年8月10日は50万1,000円、同年12月20日は48万4,000円、18年8月10日は37万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成15年8月
③ 平成15年12月
④ 平成16年4月
⑤ 平成17年4月
⑥ 平成17年8月
⑦ 平成17年12月
⑧ 平成18年8月
⑨ 平成18年12月

年金事務所からの照会文書により、A社から支給された申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る賞与について、年金記録に反映されていないことが分かった。当該期間に同社から賞与を受けており、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、A社の破産管財人が

ら提出された賞与総額・社会保険料額一覧表（以下「一覧表」という。）を見ると、平成15年4月度から22年12月度までの各賞与支払月において同社における厚生年金保険被保険者である者のうち、休業していたとする二人を除く全ての者について、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できる。

また、前述の一覧表には申立人の氏名が見当たらないが、A社の元B組織員は、「当該一覧表は、会社の倒産時に作成されたものであり、当該作成時点において退職していた者は除かれている。」旨陳述しており、申立人及び当該一覧表に氏名が見当たらない複数の元同僚から提出された賞与支給明細を見ると、いずれも同社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の元同僚から提出された同社の賃金規定（平成12年8月5日付け）を見ると、同社のC職に支給される賞与については、「月間水揚額に基づいて、年3期に分けて支給する。支給対象期間は4月から7月、8月から11月及び12月から3月とし、各期の最終月の20日に締め切り、翌月10日に支給する。なお、C職ごとの申請により毎月の給与支払い時の前払いも可とする。」と規定されているところ、同社の複数の元同僚は、「C職として勤務し、月々の水揚げがあれば、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述している。

加えて、A社の破産申立代理人から提出された申立人に係る給与支給明細書を見ると、平成16年12月度から17年2月度までの期間及び18年7月度を除き、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与額の基となる全ての月について、水揚額が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の支給日については、複数の元同僚から提出された賞与支給明細又は前述の賃金規定により確認できる賞与支給日から、申立期間①は平成15年4月10日、申立期間②は同年8月20日、申立期間③は同年12月10日、申立期間④は16年4月10日、申立期間⑤は17年4月20日、申立期間⑥は同年8月10日、申立期間⑦は同年12月20日、申立期間⑧は18年8月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額につ

いては、前述の申立人に係る給与支給明細書、賃金規定、一覧表並びに申立人及び複数の元同僚から提出された賞与支給明細を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万6,000円、申立期間②は45万5,000円、申立期間③は44万8,000円、申立期間④は47万4,000円、申立期間⑤は11万9,000円、申立期間⑥は50万1,000円、申立期間⑦は48万4,000円、申立期間⑧は37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成24年5月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間⑨について、A社の賞与は、前述の賃金規定のとおり、「月間水揚額に基づき、年3期に分けて支給する。」とされているところ、同社の破産申立代理人から提出された平成18年8月度及び同年9月度の申立人に係る給与支給明細書を見ると、当該期間の月間水揚額が、いずれも「0円」と記載されている上、申立人は、平成18年6月16日以降は同社に出勤しなかった旨陳述している。

また、A社は、前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同人の妻に照会を行ったが回答は得られず、申立人の申立期間⑨における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立期間⑨について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑨について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15261

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月10日及び同年8月20日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を同年4月10日は8万7,000円、同年8月20日は16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月
② 平成16年8月
③ 平成16年12月
④ 平成17年4月
⑤ 平成17年8月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年4月
⑧ 平成18年8月

年金事務所から、「厚生年金保険加入記録のお知らせ」の送付を受け、A社における賞与の記録を確認したところ、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与について、年金記録に反映されていないことが分かった。当該期間に同社から賞与を受けており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、A社の破産管財人から提出された賞与総額・社会保険料額一覧表（以下「一覧表」という。）を見ると、平成15年4月度から22年12月度までの各賞与支払月において同社における厚生年金保険被保険者である者のうち、休業していたとする二人を除く全ての者について、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できる。

また、前述の一覧表には申立人の氏名が見当たらないが、A社の元B組織員は、「当該一覧表は、会社の倒産時に作成されたものであり、当該作成時点において退職していた者は除かれている。」旨陳述しており、当該一覧表に氏名が見当たらない複数の元同僚から提出された賞与支給明細を見ると、いずれも同社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の元同僚から提出された同社の賃金規定（平成12年8月5日付け）を見ると、同社のC職に支給される賞与については、「月間水揚額に基づいて、年3期に分けて支給する。支給対象期間は4月から7月、8月から11月及び12月から3月とし、各期の最終月の20日に締め切り、翌月10日に支給する。なお、C職ごとの申請により毎月の給与支払い時の前払いも可とする。」と規定されているところ、同社の複数の元同僚は、「C職として勤務し、月々の水揚げがあれば、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述している。

加えて、A社の破産申立代理人から提出された申立人に係る給与支給明細書を見ると、平成15年12月度を除き、申立期間①及び②の賞与額の基となる全ての月について、水揚額が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②の支給日については、複数の元同僚から提出された賞与支給明細又は前述の賃金規定により確認できる賞与支給日から、申立期間①は平成16年4月10日、申立期間②は同年8月20日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の申立人に係る給与支給明細書、賃金規定、一覧表及び複数の元同僚から提出された賞与支給明細を基に算出した厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万7,000円、申立期間②は16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成24年5月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、A社の賞与は、前述の賃金規定のとおり、「月間水揚額に基づき、年3期に分けて支給する。」とされているところ、同社の破産申立代理人から提出された平成16年8月度から18年7月度までの申立人に係る給与支給明細書を見ると、当該期間の月間水揚額が、いずれも「0円」と記載されている。

また、A社は、前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同人の妻に照会を行ったが回答は得られず、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧における賞与の支払及び保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月10日は49万1,000円、18年8月10日は66万9,000円、19年4月10日は73万3,000円、同年8月10日は71万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月
② 平成18年8月
③ 平成19年4月
④ 平成19年8月

年金事務所からの照会文書により、A社から支給された申立期間①、②、③及び④に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。当該期間に同社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出されたA社発行の平成18年8月度賞与支給明細から、申立人は、同社から当該期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①、③及び④について、A社の破産管財人から提出された賞与総額・社会保険料額一覧表（以下「一覧表」という。）を見ると、平成15年4月度から22年12月度までの各賞与支払月において同社における厚生年金保険被保険者である者のうち、休業していたとする二人を除く全ての者について、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できる。

また、前述の一覧表には申立人の氏名が見当たらないが、A社の元B組織員は、「当該一覧表は、会社の倒産時に作成されたものであり、当該作成時点において退職していた者は除かれている。」旨回答しており、申立人及び当該一覧表に氏名が見当たらない複数の元同僚から提出された賞与支給明細を見ると、いずれも同社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の元同僚から提出された同社の賃金規定（平成12年8月5日付け）を見ると、同社のC職に支給される賞与については、「月間水揚額に基づいて、年3期に分けて支給する。支給対象期間は4月から7月、8月から11月及び12月から3月とし、各期の最終月の20日に締め切り、翌月10日に支給する。なお、C職ごとの申請により毎月の給与支払い時の前払いも可とする。」と規定されているところ、同社の複数の元同僚は、「C職として勤務し、月々の水揚げがあれば、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述している。

加えて、A社の破産申立代理人から提出された申立人に係る給与支給明細書を見ると、申立期間①、③及び④の賞与額の基となる全ての月について、水揚額が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間①、③及び④に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①、②、③及び④の支給日については、申立人から提出された賞与支給明細又は前述の賃金規定により確認できる賞与支給日から、申立期間①は平成17年8月10日、申立期間②は18年8月10日、申立期間③は19年4月10日、申立期間④は同年8月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、申立人から提出された平成18年8月度賞与支給明細により確認できる厚生年金保険料控除額から66万9,000円、また、申立期間①、③及び④の標準賞与額については、前述の申立人に係る給与支給明細書、賃金規定、一覧表並びに申立人及び複数の元同僚から提出された賞与支給明細を基に算出した厚生年金保険料控除額から、申立期間①は49万1,000円、申立期間③は73万3,000円、申立期間④は71万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成24年5月23日に厚生年金保険の

適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った
か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこ
とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月26日から53年3月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を52年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から53年2月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月26日から54年5月1日まで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年3月1日に厚生年金保険に加入し、その後約2年間、同社において勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録は、同年4月26日に資格を喪失した記録となっている。

申立期間も以前と変わりなくA社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年4月26日から53年3月4日までの期間について、A社の元事業主及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、元事業主及び複数の元同僚は、「申立人は、在職期間中、正社員として勤務し、勤務形態及び業務内容に変化は無かった。」旨陳述している。

さらに、元事業主は、「申立期間当時、私が直接給与計算を行っていたが、在職者については確実に厚生年金保険料を給与から控除していた。申立人のみ特別の取扱いをした記憶は無く、申立人についても、在職期間の給与から厚生

年金保険料を控除した。」旨陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和52年3月1日から54年10月1日までの期間に被保険者資格を取得している者11人のうち、回答が得られた7人全員が、自身について、「A社における厚生年金保険の加入期間は、実際の勤務期間と一致している。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和52年4月26日から53年3月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年3月の社会保険事務所(当時)の記録及び同社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者となった元同僚の記録から、同年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から53年2月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和52年4月26日から53年3月4日までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は納付したと回答しているものの、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、52年4月26日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から53年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年3月4日から54年5月1日までの期間については、A社の元事業主及び元同僚に照会しても、当該期間に申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる陳述等を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和28年1月1日、資格喪失日は32年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年1月から同年5月までは4,000円、同年6月から同年10月までは4,500円、同年11月から31年9月までは5,000円、同年10月から32年3月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から32年4月1日まで

日本年金機構からの「年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ」書類により、申立期間における勤務先事業所及び所在地を回答するよう求められた。

しかし、申立人は病気のために回答できる状態に無く、その旨を年金事務所に説明したが、回答を求められた年金記録については、本人確認ができないとして、申立人の記録とは認められなかった。

日本年金機構から照会のあった年金記録については、申立人のものと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 本申立ては、申立人の成年後見人が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び申立人の義姉の陳述から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和28年1月1日、

資格喪失日は32年4月1日)が確認できるところ、同社の複数の同僚が、「申立期間当時、A社には、申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」旨陳述していることから、基礎年金番号に統合されていない当該被保険者記録は申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年4月1日に当該被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録から、昭和28年1月から同年5月までは4,000円、同年6月から同年10月までは4,500円、同年11月から31年9月までは5,000円、同年10月から32年3月までは6,000円とすることが妥当である。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 15265

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年12月29日は30万円、19年7月31日は35万円、同年12月28日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月29日
② 平成19年7月31日
③ 平成19年12月28日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金異動明細表により、申立人は、申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、元従業員から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該期間において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金異動明細表の振込記録及び元従業員から提出された賞与明細書から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月29日は30万円、19年7月31日は35万円、同年12月28日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主から給与計算事務及び社会保険事務を受託されていた担当者は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15266

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年7月9日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成17年7月
③ 平成20年7月9日

私は、平成16年11月からA社に勤務し、申立期間①、②及び③に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので記録を認めてほしい。

なお、申立期間における職種はB職であり、賞与の支給は金融機関への振込みであったと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から当該期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の従業員に係る賞与に関する届出及び保険料の納付を行ったか否かについては、社会保険事務担当者に一任していたため不明であると回答している上、当該事務担当者に照会したものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、A社の当時の事業主及び社会保険事務担当者に申立人に係る当該期間の賞与の支給等について照会したが、回答を得ることができないことから、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「B職であった。」と陳述しているところ、オンライン記録により、A社において、平成15年3月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間①に同社において被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同様、当該期間にB職であったことが確認できる3人については、当該期間の賞与支給記録を確認することができない上、賞与に係る給与支給明細書を所持している者もない。

申立期間②について、前述のとおり、A社の当時の事業主及び社会保険事務担当者から回答を得ることができないことから、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、平成16年11月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間②に同社において被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同様、当該期間にB職であったことが確認できる5人については、当該期間の賞与支給記録を確認することができない上、賞与に係る給与支給明細書を所持している者もない。

さらに、申立人と同職種の同僚は、「C職の者については、賞与を支給しないとすぐに辞めてしまう者がいたので年2回の賞与が支給されていたが、B職については、申立期間②に係る賞与は支給されていない。」と陳述している上、当該同僚が所持する家計簿を見ても、申立期間②に賞与が支給されたことが確認できる記載は無い。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月12日は10万円、18年8月1日は20万円、19年8月8日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日
② 平成18年8月1日
③ 平成19年8月8日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間において支給された賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与振込口座の預金取引明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B市から提出された平成18年度及び19年度（平成17年分及び18年分の所得）の市・県民税課税回答書並びにC市から提出された20年度（平成19年分所得）の市・県民税課税台帳一覧表（以下「課税資料」という。）により確認できる各年の社会保険料額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額に係る社会保険料額を合算した額を上回っている。

さらに、申立人と同職種である複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金取引明細書及び課税資料から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 12 日は 10 万円、18 年 8 月 1 日は 20 万円、19 年 8 月 8 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 10 日
④ 平成 16 年 12 月 10 日
⑤ 平成 17 年 7 月 10 日
⑥ 平成 17 年 12 月 10 日

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までの各期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から⑥までの各期間に係る賞与支払明細書を見ると、いずれの明細書においても、賞与支給額は200万円、厚生年金保険料控除額は標準賞与額20万円に見合う額が記されている。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間を通して同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の元代表取締役から提出された平成15年度の決算報告書及び勘定科目内訳書並びに16年度及び17年度の各総勘定元帳には、いずれにおいても役員賞与は計上されておらず、前述の申立期間に係る賞与支払明細書に記されている賞与支給に係る記載も見当たらない。

また、前述の元代表取締役は、「A社において、取締役である申立人に対し、賞与の支給は無かったと思う。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）について、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

前述のとおり、申立人は申立期間を通して、A社の取締役であったことが確認できるところ、前述の元代表取締役から提出された同社に係る平成15年度法人税確定申告書（控）には、経理責任者として申立人の氏名及び押印が確認できる上、当該元代表取締役及び複数の元従業員は、「申立人は、申立期間当時、A社の経理及び社会保険事務の責任者であった。」旨陳述し、また、顧問の税理士及び社会保険労務士もそれぞれ同様の陳述をしていることから判断すると、申立人については、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、仮に申立期間①から⑥までの各期間の賞与について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 5 日から 35 年 7 月 1 日まで
年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社の同僚として、同社の工場長と、そのほか二人の名前を覚えている。
申立期間の保険料控除は覚えていないが、A社に勤務したのは間違いないので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、申立期間のうち、昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 4 月 18 日までの期間においてのみ厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、前述の適用事業所であった期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、所在の判明した3人のうち2人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が記憶するA社の工場長及びそのほかの同僚二人の名前は見当たらない。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 12 月 16 日まで

私は、昭和 49 年 10 月 1 日から 63 年 4 月までの期間、A 社（後に、B 社）に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間に A 社に在籍していたことは間違いなく、仮に、入社後、会社の都合で厚生年金保険に加入していなかったとしても、そのような取扱いには納得できないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は既に解散しており、解散時の代表取締役は、「当時の資料等は保管していない。」と回答している上、申立期間当時の代表取締役及び複数の同僚が挙げた当時の事務担当者に照会したが回答が無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者記録が確認できる 22 人に照会したところ、11 人から回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述が得られない。

さらに、前述の 11 人のうち、申立人と同様に昭和 50 年 12 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「当時は、従業員が入社しても定着率が悪かったため、会社では入社後すぐに社会保険に加入させていなかった。」と陳述している。

加えて、申立人及び複数の同僚は、「当時、A 社における待遇等の取扱いは、親会社である C 社の就業規則等に準じていたと思う。」と陳述しているところ、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、C社は、「当時の関連資料は保管していないが、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が昭和50年12月16日であるということは、当時、A社が同日を保険関係の資格取得日と認識していたと思われる。このため、同日より前の厚生年金保険料を給与から控除することは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 15271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで
私は、申立期間にA社で勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している上、同社が加入しているB健康保険組合は、「申立期間に申立人の健康保険被保険者記録は無い。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚及び姓のみを記憶する当時の人事担当者について、申立人は、「元同僚は、近所に住まわれており、A社で勤務されていたことから、私が同社で勤務していたことを記憶されているとは思いますが、同じ部署で勤務したことがなかったので、私の申立期間の勤務について、はっきり覚えておられるとは思えない。また、当時の人事担当者とは、申立期間に私が同社で勤務していたことについて話したことがあるが、同氏は、申立期間に勤務していなかったので私については分からないとおっしゃっていた。」と陳述している上、このほかに元同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15272（兵庫厚生年金事案 235 及び 4477 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 21 日から 32 年 2 月 15 日まで
② 昭和 32 年 5 月 5 日から 33 年 1 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に対して、年金記録の訂正を求める申立てを過去に2回行ったが、いずれも認められなかった。

今回、提出できる新たな資料は無いが、年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）において再調査を行い、申立期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無いこと、ii) 申立人は、昭和 31 年 7 月に撮影された社員全員が写ったとする写真を提出しているが、写真に写っていながらも健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されていないと思われる者が、申立人のほかにも数人確認できることから、当時、申立事業所が全ての従業員を加入させていたのではなく、何らかの基準に基づいて選別した従業員に限って加入させていたことがうかがえること、iii) 申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、厚生年金保険料の控除等を確認できないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、再度申立てを行ったが、i) 申立人から新たな資料として提出された元同僚の手紙及び写真は、当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められないこと、ii) 申立人が仕事を教えてもらったと記憶する同僚も申立人が申立事業所の被保険者資格の取得日と主張している昭和31年3月21日より後の同年7月1日に資格取得していることなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成23年11月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、「新たな資料は無いが、A社には、申立期間①及び②とも勤務していたことは間違いないことから、近畿委員会において、再度、調査及び審議をしてほしい。」旨申し立てしているところ、申立期間①について、当該期間中に撮影された写真及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の複数の元同僚のうちの1人は、「A社には、当時、入社後すぐに厚生年金保険に加入できない従業員がいたように思う。」と陳述しているところ、今回、新たに陳述を得た元同僚3人は、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格取得日より5か月ないし3年7か月程度前から勤務していた旨陳述している上、そのうち1人については、雇用保険の被保険者記録により、厚生年金保険の被保険者資格取得日の4か月半程度前に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、前述の被保険者名簿において、申立期間①中である昭和31年7月1日に被保険者資格を取得している7人のうち6人について、「私よりも前から勤務していた。」と陳述しており、申立人が同僚として名を挙げた1人は、前述の被保険者名簿において記載を確認できないことから、同社は、当該期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合であっても、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①及び②に被保険者記録がある35人のうち、連絡先の判明した17人に照会し、8人から回答を得られたものの、厚生年金保険未加入期間における厚生年金保険料控除の実態を確認できる給与明細書等の関連資料は得られなかった。

申立期間②について、前述の被保険者名簿において、当該期間に被保険者資格を取得している7人及び被保険者資格を喪失している7人（申立期間②の資格取得者を除く。）のうち、連絡先の判明した6人に照会したものの、回答のあった2人は、「申立人を知らない。」と陳述している。

また、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格がある18人（申立期間②の資格取得者及び資格喪失者を除く。）のうち、連絡先の判明した11人に照会し、6人から回答が得られたものの、申立人が当該期間に勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、前述の被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を取得している7人を記憶していない上、申立人は、当該期間に被保険者資格を喪失している従業員のうち1人について、「私のほうが先に退職した。」と陳述している。

- 3 このほかに、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15273（近畿（大阪）厚生年金事案 14453 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されていることから、年金記録確認近畿地方第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料として、B市が作成した、「平成5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額についての回答」（以下「回答書」という。）を提出するので、再度調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を所持していない上、A社の元事業主（3人）は、「当該期間当時の賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することができないこと、ii) 申立人から提出された当該期間前後の給料支払明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることなどから、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書における保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料控除額を上回っているものの、当該期間の標準報酬月額は、当時の最高等級（30等級）の標準報酬月額であることから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年11月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間①について、新たな資料として、B市の回答書

を提出するので、再調査してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立人から提出されたB市が作成した「回答書」により、平成4年分の社会保険料控除額から申立期間を除く各月の給料支払明細書及び夏季賞与明細書により確認できる社会保険料控除額の合計額を差し引いた額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う控除額を下回っていることから、当該「回答書」は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間②については、今回の申立てに当たり、申立人から新たな主張や資料の提出は無い。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15274（大阪厚生年金事案 5143、6436 及び 13467 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 29 日から同年 10 月 23 日まで
② 昭和 45 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 61 年 9 月 28 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 61 年 11 月 10 日から同年 12 月 26 日まで
⑥ 昭和 62 年 4 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

A社（申立期間①及び②）、B社C支社（申立期間③）、D社（申立期間④）、E社（現在は、F社）（申立期間⑤）及びG社（申立期間⑥）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことから関係資料を提出し、これまでに2回、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料及び当時の状況を記した申立の概要を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された資料及び主張は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、申立期間①、②、③、⑤及び⑥は平成 21 年 12 月 18 日付け及び 24 年 8 月 24 日付け、申立期間④は 22 年 5 月 21 日付け及び 24 年 8 月 24 日付け、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間①及び②について、今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間

①の始期を昭和44年9月1日から、A社における雇用保険の被保険者取得日である同年8月29日に変更し、新たに、前回までの調査において陳述を得た従業員一人に再度照会してほしい旨主張し、新たな資料として同社の求人募集に係る求人広告、写真11枚、同社の商業登記簿及び元事業主の当時の住所地の住宅地図を提出している。

しかし、申立人から照会の希望のあった従業員に、社会保険の加入等について再度照会したところ、当該従業員は、「私は、当時、総務課に所属していたことから申立人についてはある程度記憶が残っている。申立人が所属していたH部は、成績を上げなければ短期間で退職するため、入社後3か月程度は様子を見て社会保険の加入手続を行っていた。また、退職日については、月を超えれば当月分の保険料が発生するため月末としなかったのではないかと思う。」旨陳述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社に係る商業登記簿及び元事業主の当時の住所地の住宅地図を提出しているものの、当該事業主は既に死亡していることから、陳述を得ることができない。

さらに、申立人から新たな資料として提出されたA社の求人募集に係る求人広告欄によると、「社会保険」と記載されているが、加入条件等の具体的な記載は見当たらず、写真11枚についても、そのうち8枚は既に調査、審議しており、新たに提出された3枚も撮影日を特定することができないことなどから、厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな事情とは認められない。

3 申立期間③について、今回の申立てに当たり、申立人は、申立事業所をI社からB社C支社に変更し、新たに、同社に試用期間は無かった旨主張し、新たな資料として同社の求人募集に係る求人広告、同社の所在地の地図を提出している。

しかし、申立人はB社C支社に試用期間は無かった旨主張しているものの、前回の調査により、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた者の加入記録が見当たらず、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえることから、当該主張は、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人から新たな資料として提出されたB社C支社の求人募集に係る求人広告欄によると、「社会保険完」と記載されているが、加入条件等の具体的な記載は見当たらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人からB社C支社の所在地の地図が提出されているが、同社については前回の調査により特定できており、既に審議していることか

ら、当該地図は、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 申立期間④について、今回の申立てに当たり、申立人は、新たに、D社の顧問税理士は同社役員だったと主張し、新たな資料として申立期間に入院したとするJ病院の診察券、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、被保険者増減表、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書を提出している。

しかし、D社の顧問税理士は既に死亡しており、当該顧問税理士の事務所は、「D社は、以前、当事務所の顧問先であったことに間違いはないが、給与計算等には関与していなかった。」旨陳述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、新たな資料としてJ病院の診察券を提出しているところ、当該病院については、前回までの申立てにおいて既に調査、審議しており、診察券については発行日及び入院日等の日付の記載は無く、新たな資料として提出された健康保険厚生年金保険被保険者名簿、被保険者増減表、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書については前回までの調査により、社会保険事務所（当時）の記録及び雇用保険の記録を特定できており、既に審議していることから、当該資料は、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 5 申立期間⑤について、今回の申立てに当たり、申立人は、新たに、前回までの調査において照会した従業員のうち3人に再度照会してほしい旨主張している。

しかし、申立人が主張する3人の従業員のうち、今回新たに所在が確認でき、照会を行った1人は、「私がE社を退職した昭和61年12月頃に、申立人は同社に勤務していた。」と陳述しているものの、当該従業員のE社における資格喪失日は、申立人の同社における資格取得日と同日であることが確認できる上、ほかの1人は前回までの照会において、「申立人を記憶していない。」と陳述し、残りの1人は再度の照会においても回答は得られないことから、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

- 6 申立期間⑥について、今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間⑥の始期を昭和62年5月1日から同年4月21日に変更し、新たな資料としてG社の求人募集に係る求人広告、同社及び同社の関連会社のK社の住宅地図、G社、同社の商号変更後の事業所名のL社、K社の商業登記簿、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及びカレンダーを提出している。

しかし、申立人から新たな資料として提出されたG社の求人募集に係る求人広告欄によると、「社保完」と記載されているが、加入条件等の具体

的な記載は見当たらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、G社及び同社の関連会社のK社の住宅地図、G社、同社の商号変更後の事業所名のL社、K社の商業登記簿を提出しているところ、3社の事業主は既に死亡している上、オンライン記録により、K社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書については前回までの調査により、雇用保険の記録を特定できており、既に審議している上、申立人から提出されたカレンダーは申立期間⑥当時のものではなく、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 7 このほかに、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月1日から26年7月1日まで
② 昭和29年2月1日から31年7月1日まで
③ 昭和31年7月1日から32年8月1日まで
④ 昭和32年8月1日から同年11月16日まで

年金事務所に照会したところ、A社、B組織、C社、D組織及びE社で勤務した期間の脱退手当金が支給されているとの回答であったが、A社以外の申立期間に係る脱退手当金は受給していないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同事業所で資格を取得し、受給資格期間を満たしている女性5人（申立人を含む。全員が昭和32年8月1日に資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む3人は、昭和33年6月10日に支給決定されている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、申立期間に係る記号番号が、E社で資格を喪失した約1か月後の昭和32年12月26日に重複取消しされていることが記録されており、申立人の脱退手当金はその約5か月半後に支給決定されていることを踏まえると、当該重複取消処理は脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが

自然である。

さらに、申立人に係る脱退手当金は、申立期間前のA社に係る厚生年金保険被保険者期間と申立期間を合算した期間について支給されており、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月25日から29年11月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったが、夫が記した雑録集によると、申立期間にA県のB事業にC職として従事したとあることから、当該期間にD社又はE社のいずれかにおいて勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にD社又はE社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、D社については、申立期間当時の同社の商号譲渡を受けた現在のD社は、「申立人については、昭和42年9月1日に厚生年金保険の資格を喪失した資料しか残っておらず、申立期間当時の資料は保存していないため、当時の勤務実態等については分からない。」と回答している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認でき連絡先が判明した38人に照会したところ、回答のあった19人のうち16人は、「申立人を記憶していない。」と回答し、残りの3人は、「申立人を記憶しているが、申立人が申立期間にD社で勤務していたかどうかは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

E社については、同社は、「申立人の申立期間の勤務実態については、当時の資料を保存していないことから分からない。」と回答している。

また、E社に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年2月1日から同年11月1日までの期間に被保険者資格を取得し連絡先が判明した同僚一人に照会したが、当該同僚から回答が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、前述のとおり、E社は昭和29年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間は、同社において被保険者となることができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月頃から平成元年 6 月 7 日まで
年金事務所の記録では、A社（後のB社）の派遣社員としてC社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録は、平成元年 6 月 7 日から 2 年 5 月 1 日までの期間となっているが、同社には昭和 57 年 10 月頃から勤務しており、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社において申立期間の一部の期間に雇用保険被保険者記録が確認できる派遣社員の同僚及び申立人の派遣先であったC社の当時の管理担当者であったとする者の陳述並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、勤務開始時期は特定できないものの、A社の派遣社員として、C社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた同僚は、「私は昭和 58 年頃から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成元年 5 月 21 日となっている。年金記録に数年間の空白期間があるが、この間は国民健康保険に加入していたことを記憶しているので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。私が、同保険に加入した頃、派遣社員が増え、健康保険への加入を希望したため、派遣社員も厚生年金保険に加入するようになったのではないかと思う。」旨陳述している。

さらに、前述の同僚及び申立人が自身よりも 2 年ないし 3 年後にA社の派遣

社員としてC社に勤務したと記憶する同僚について、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日を比較すると、2人共、厚生年金保険の資格取得日は雇用保険の資格取得日より約2年9か月後である上、申立人及び同僚が、申立期間当時、A社の派遣社員としてC社に勤務していたとして名前を挙げた者のうち、3人については、A社における被保険者記録は確認できないことから判断すると、同社は、申立期間当時、派遣社員については、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても入社と同時に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。